

坂出市公園・駐車場等LED照明灯導入事業に関する質問・回答

(令和5年7月28日)

	質問	回答
1	<p>企画提案書について (公募要領 p4 7 応募書類 (1) 提出書類) 8月25日期限の企画提案書提出の際に様式第1～5は再度提出する必要があるか。</p>	<p>再提出は不要です。</p>
2	<p>(公募要領 p5 7 応募書類 (1) 提出書類③) グループで参加の場合、共同企業体届出書の構成員に機器メーカーは必要か。</p>	<p>グループ(共同企業体)は、複数の構成員が技術・資金・人材等を集結し、事業の安定的施工に共同して当たることを約して自主的に結成されるものであり、その構成員についての制限はありませんが、資機材を納入する機器メーカーを構成員に含める必要はありません。</p>
3	<p>(公募要領 p7～8 8 提案書における提示条件) (14) 北口地下駐車場・駐輪場等は、照度に問題がなければ灯数を減らしても問題ないか。 また、灯具の統廃合を行った場合、既設器具・配線は撤去するか。安全であれば残置してもよいか。</p>	<p>照度に問題なければ、灯具の統廃合により灯数が減少しても問題ありません。 灯具の統廃合を行った場合の既設器具・配線は、原則撤去してください。</p>
4	<p>(仕様書 p9 (別添) 機器仕様書 (1) 一般事項①) LED 照明灯については LED ランプによる交換は認めないとあるが、坂出駅周辺の特殊灯具(デザイン灯)についても灯具交換での対応となるか。 メーカー標準品ではないデザイン灯については、デザインは変わるが、明るさ相当の標準品を使用してもよいか。</p>	<p>特殊デザイン灯についても、原則交換対応とします。 また、デザイン灯の灯具を変更する場合は、既設デザインを踏襲してください。</p>
5	<p>(公募要領 p3 (2) 募集要領等の配布③) 配布、供覧する資料(参加者のみ)について、「ウ その他必要資料」として、坂出駅北口地下駐車場の照明配置図面を配布してもらえないか。</p>	<p>配布します。</p>

6	<p>(照明灯数一覧について)</p> <p>①取替対象数は、従来型の欄に記載されている数量でよいか。また、事業対象欄が維持管理を含めた数量で間違いないか。</p> <p>②No.25 奥池公園のように全ての項目欄が「0」表示となっている箇所は、調査・取替・維持管理もないとの理解でよいか。</p> <p>③No.21,41,53,63 は、従来型の欄に数量が記載されているが、事業対象欄が「0」になっている。この場合、調査・取替・維持管理も必要ないとの理解でよいか。</p>	<p>①取替対象数は、従来型の欄に記載されている数量で、事業対象欄が維持管理を含めた数量です。ただし、これらの数量は本市で把握している数量であり、実数量は契約締結後に行う現地調査による数量とします。</p> <p>②調査・取替・維持管理は必要ありません。</p> <p>③事業対象欄が「0」となっているが、現地調査を行い、その結果必要がある場合は、取替・維持管理するものとします。</p>
7	<p>(位置図について)</p> <p>No.18,44,52,53,63 は、位置図が無いが、別途配布いただけるのか。</p>	<p>No.44・52・53・63 については、別添のとおり配布します。</p> <p>No.18 については、都市整備課以外の課で管理している公園ですので、配布いたしません。</p>
8	<p>(公募要領 p1 (4) 事業対象)</p> <p>事業対象は 955 灯のうち、66 灯はすでに LED 済みとなっているが、それについては LED の更新取替を行うのか、もしくは更新取替せずに維持管理のみの対象とするのか。</p>	<p>LED 更新取替を行わず、維持管理のみを対象とします。</p>
9	<p>(仕様書 p9 1 (2) ③)</p> <p>「灯具の塵埃、固形物および水気の侵入に対する保護は、IP23 (従来の防雨型に相当) 以上とする。なお、LED モジュールおよび反射板、レンズなどが収納される箇所は、IP44 とする。また、LED モジュール制御装置を内蔵する場合も IP44 以上の保護等級とする。」と記載があるが、地下駐車場、トイレ等の照明を含め IP44 以上を確保する事ができるメーカーは無いと思われる。設置箇所ごとに相談するでよいか。</p>	<p>設置箇所ごとに相談し、決定します。</p>

10	<p>(仕様書 p10 1 (5))</p> <p>「LED モジュールの定格寿命は、灯具内に組み込んだ状態で、灯具の周辺温度 30℃において 60,000 時間以上とする。」と記載があるが、地下駐車場、トイレ等の照明で 60,000 時間以上の製品を確保することができるメーカーは無いと思われる。設置箇所ごとに相談するでよいか。</p>	<p>設置箇所ごとに相談し、決定します。</p>
11	<p>(仕様書 p10 1 (7))</p> <p>「LED モジュール制御装置の定格電力は、AC100～AC240V の範囲内とし、定格周波数は 50/60Hz 共通仕様とする。」と記載があるが、1機種で AC100V～AC240V 対応できる機種では、メーカー限定となる。現場の電圧に合わせて AC100V 用機種、AC200V 用機種を設置するという認識でよいか。</p>	<p>対応機種がない場合や現場に合わせた機種を導入する必要がある場合は、別途協議して決定します。</p>
12	<p>(仕様書 p10 1 (3))</p> <p>「上方光束比（上半球光束比）において器具を水平に取り付けた状態で 5%以下とする。」と記載があるが、各メーカー含め対応できる器具が限定されてしまう。設置箇所ごとに相談するでよいか。</p>	<p>一部の照明灯は仕様書記載に合致しない場合もあるため、設置箇所ごとに相談し、決定します。</p>
13	<p>(仕様書 p11 1 (11))</p> <p>「灯具に初期光束補正機能を有すること。」と記載があるが、全ての LED 照明に初期照度補正機能を付けることができるメーカーは無いと思われる。設置箇所ごとに相談するでよいか。</p>	<p>設置箇所ごとに相談し、決定します。</p>
14	<p>現状いただいている資料では灯具形状、容量等、不明な箇所が多く、現地調査の結果によって材料納期等が想定以上に必要となる可能性があるが、費用、工期等の協議には応じてもらえるか。</p>	<p>工期に関しては、募集要領 P10 12 (3) ①および仕様書 P7 (3) に記載の理由以外は、協議に応じられません。費用に関しては、応札前に独自の事前現地調査をし、一般的に想定される灯具で金額の算出を行い、実際の灯具が特殊なもので費用が想像以上に必要になる場合は、別途協議にて対応します。</p>
15	<p>落札後、天災・世界情勢等の影響が契約締結時より悪化し、賃貸借開始期間を超えてしまう可能性がある場合、不可抗力とみなし、協議いただけるか。</p>	<p>募集要領 P10 12 (3) ①および仕様書 P7 (3) に記載の通りです。</p>

16	優先交渉権利者となった後に、詳細協議にて事業が困難と判断し辞退した場合、ペナルティは無いものとの認識でよいか。	契約締結前の辞退であれば、ペナルティはありません。
17	参加表明書提出および企画提案書提出後、辞退した場合のペナルティは無いとの認識でよいか。	契約締結前の辞退であれば、ペナルティはありません。
18	プレゼンテーションの際は提出した提案書の内容に沿ったパワーポイント形式の資料を使用した説明は可能との認識でよいか。	可能です。パソコンはご持参ください。なお、プレゼンテーション時には、プロジェクターはEPSON[EB-W41]を用意します。
19	本件における賃貸借契約書のひな形があればご提示願いたい。	現段階で提示できるものではありません。
20	事業投資額に対する費用の回収を算出するにあたり、昨年度の維持管理費を提示願いたい。	公園 約 6 万円 駐輪場等 約 4 万円 地下駐車場 約 10 万円
21	坂出駅北口地下駐車場、その他駐車場及び駐輪場の電気設備図面及び照明器具の配置が分かる平面図を提供してもらうことは可能か。	坂出駅北口地下駐車場および JR さぬき府中駅前駐車場については別添のとおり配布します。
22	自動点滅器は四国電力の所有物ではなく、坂出市の所有物との認識でよいか。	自動点滅器は坂出市の所有物です。
23	本件の契約は、債務負担行為か長期継続契約のどちらか。長期継続契約の場合、翌年度以降の予算の削減等があった時には、事業者の損害の補填はいただける認識でよいか。	債務負担行為に基づく契約となります。
24	グループで参加する場合の共同企業体届出書、共同企業体協定書に捺印は必要か。	共同企業体届出書への捺印は必ずしも必要とは考えていません。共同企業体協定書については必要です。
25	グループで参加する場合の共同企業体届出書、共同企業体協定書の書式は任意書式でよいか。	書式は任意で可能です。 共同企業体届出書は、共同企業体の名称および代表構成員、各構成員のグループの構成が分かるものとしてください。 共同企業体協定書は、グループにおいて本事業の実施を目的とした共同企業体を結成したことが分かる協定書の写しを添付してください。

<p>26</p>	<p>従量電灯契約は点灯時間、契約数、回路数、負荷数などが関係するが、事業者の解釈により電気料金および省エネルギーの試算結果が変わってしまう恐れがある。これを回避する目的で各種試算条件は下記の想定でよいか。</p> <p>※坂出市の既設照明灯の概要の契約種別が公衆街路灯 A、B、C の場合</p> <p>①公衆街路灯 A 契約の 1 灯 1 契約と仮定 ②燃料調整費単価および再生可能エネルギー促進賦課金を加味 ③四国電力管内における令和 5 年 7 月時点の各種電気料金単価の採用 ④電気・ガス価格激変緩和対策事業（激変緩和措置）を適用した価格 ⑤年間 4,000 時間点灯</p> <p>※坂出市の既設照明灯の概要の契約種別が公衆街路灯 A、B、C 以外の場合</p> <p>⑥¥30/kwh と仮定 ⑦年間 4,000 時間点灯（地下駐車場は年間 7,600 時間点灯）</p> <p>上記内容と異なる場合、試算条件を提示願いたい。</p>	<p>下記の内容で想定してください。</p> <p>※坂出市の既設照明灯の概要の契約種別が公衆街路灯 A、B、C の場合</p> <p>①：既配布資料を参照してください。 ②：燃料調整費単価および再生可能エネルギー促進賦課金を加味 ③：四国電力管内における令和 5 年 7 月時点の各種電気料金単価の採用 ④：電気・ガス価格激変緩和対策事業（激変緩和措置）を適用した価格 ⑤：5.5 時間×365 日⇨年間 2,000 時間点灯（公園） 11 時間×365 日⇨年間 4,000 時間点灯（駐輪場）</p> <p>※坂出市の既設照明灯の概要の契約種別が公衆街路灯 A、B、C 以外の場合</p> <p>⑥：既配布資料を参照してください。 ⑦：年間 4,000 時間点灯（地下駐車場は年間 7,600 時間点灯）</p>
<p>27</p>	<p>灯具タイプ別の写真と数量を提示願いたい。灯具タイプ別の写真と数量が不明の場合、想定形状での提案となる。現地調査後に形状変更やアダプタ等の追加部材が必要な場合は、追加費用と期間の協議は可能との認識でよいか。</p>	<p>公園灯の一部および坂出駅北口地下駐車場の本市で把握できている灯具の型式・数量は別表のとおりですが、写真はありません。</p> <p>その他の灯具については不明のため、費用に関しては、応札前に独自の事前現地調査をするなど、一般的に想定される灯具で金額の算出をしてください。</p> <p>なお、実際の灯具が特殊なもので費用が想像以上に必要になる場合は、別途協議に応じます。期間については、募集要領 P10 12 (3) ①および仕様書 P7 (3) に記載の理由以外は、協議に応じられません。</p>

28	別途配布資料の坂出市の既設照明灯の概要と坂出市（都市整備課分）電気料金契約内訳（令和5年3月現在）のエクセルデータを提供してもらうことは可能か。	質疑回答時には、資料の配布期間が終了しているため、提供いたしかねます。ただし、優先交渉権利者になった際には提供可能です。
29	坂出市の既設照明灯の概要で対象外と記載の御供所グラウンドと長池公園の照明灯は事業対象外との認識でよいか。	御供所グラウンドと長池公園は事業対象外です。
30	「動産総合保険の加入していることが分かる資料を本契約締結後に発注者へ提示」とあるが、保険内容を証明する保険証券の完成は保険期間開始後となる。上記を踏まえて賃貸借開始後の提出でよいか。	仕様書 P3 8 に記載の通りです。
31	賃貸借期間中に坂出市が新規設置する照明灯についても照明灯管理台帳データ更新対象とするがあるが、新規設置数量は10年間で50灯との認識でよいか。	新規設置数量は10年間で50灯を想定しています。
32	既に坂出市がLED化している駐車場灯4灯と公園・駐輪場灯62灯のLEDを設置した年と型番を提示願いたい。	提供できるものは別添のとおりです。これ以外の不明なものは独自の事前現地調査などを行ってください。
33	LED照明灯導入関連実績一覧表に記載する事業件名は、本件同種（LED照明灯賃貸借契約）の実績の経歴を記載すればよいか。 また、グループで参加の場合は、それぞれで必要か。	本件同種の実績の経歴をご記入ください。 また、グループで参加の場合は、グループの構成員ごとに作成してください。